

常勤役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人海洋産業研究会定款第17条に規定する常勤役員の報酬のうち、退職手当について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1年以上につき、常勤役員が退職し、解任されまたは死亡した日におけるその者の直近の俸給月額(基本給)に、基準率並びに在職期間(月数)を乗じて得た額とする。

2 前項による退職手当の額は、理事会および総会の議決を得て、会長が定めるものとする。

3 前項にかかわらず、会長は、その者の職務実績および本会の財務状況に応じ、理事会および総会の議決を得て、第1項の退職手当の額を増額、または減額することができる。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、常勤役員が退職しまたは解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、常勤役員が本会定款第15条に規定する事由により解任されたとき(常勤役員が、心身の故障により解任されたときを除く。)は、当該常勤役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(勤続期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとする。1月に満たない期間については、別に定める勤務期間の端数処理表によるものとする。

(退職手当の端数の処理)

第5条 この規程に定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1,000円未満の端数は、これを1,000円に切り上げるものとする。

(細則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。